

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における対応について

関東地方整備局

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における対応について(平成 27 年 9 月 25 日)

1.平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における対応状況(概要)

【本文資料(PDF)別紙 1】

利根川水系鬼怒川の決壊箇所(鬼怒川左岸 21 キロ付近)の応急復旧工事は、9 月 24 日 20 時 45 分頃に終了いたしました。

今後の復旧状況については、関東地方整備局ホームページ内に掲載してまいります。

最新の応急復旧工事等の状況については、関東地方整備局 HP に掲載しております。

(以下のリンクについては、対応するバナーをトップページに設けています。)

○鬼怒川浸水被害について

応急復旧工事等の進捗状況を下記 URL に掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000091.html>

○災害対策派遣隊(TEC-FORCE)などの活動について日々の詳細な活動内容は下記 URL に掲載しています

<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000093.html>

○最新の写真・映像

最新の応急復旧工事の写真や動画を下記 URL よりダウンロードできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000094.html>

※写真や動画を転用する場合は、「提供元:国土交通省関東地方整備局」と記載をお願いいたします。国土交通省では、災害発生時に被災した地方公共団体に対し、緊急災害対策派遣隊 TEC-FORCE の派遣等により、被災状況の把握、危険性評価や復旧対策に係る技術支援を行っています。(TEC-FORCE Technical Emergency Control FORCE)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000751.html

2. 日光市へ TEC-FORCE を派遣 -日光市長に調査結果を報告しました-

関東地方整備局 河川部
日光砂防事務所

栃木県日光市芹沢地区へ派遣した TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)及び土砂災害専門家(国土技術政策総合研究所、土木研究所)による調査結果の報告を、9月17日、日光市長へ報告いたしました。

【調査目的】

9月10日に土砂災害が発生した栃木県日光市芹沢地区の土砂災害危険箇所等(土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所)について、更なる土砂災害を防止するため今後の警戒避難、応急的な対応に資することを目的に調査を行った。

【調査期間】

平成27年9月15日～16日

【調査内容】

(1)点検箇所数

・土石流危険渓流等 8箇所 ・急傾斜地崩壊危険箇所 17箇所

(2)調査内容

・渓流内における土砂、流木の堆積状況 ・人家付近の斜面状況(崩壊の発生等)
・砂防施設の被災状況 等

【調査結果】

各箇所について調査結果、及び下記の目的に基づき『危険度』を評価した。

A: 緊急避難体制を確保するとともに優先的に工事と監視を実施する箇所

B: 当面は警戒避難体制を強化するものとし、状況確認の上で、必要に応じ対応が必要

C: 特に変化はなく緊急度は低いが、降雨状況によっては注意を要するもの

○土石流危険渓流等の調査結果

A:6箇所 B:0箇所 C:2箇所(計:8箇所)

○急傾斜地崩壊危険箇所の点検結果

A:0箇所 B:2箇所 C:15箇所(計:17箇所)

【今後の対応について】

調査結果を踏まえ、道路復旧工事及び仮排水路の設置を緊急的に進めて参ります。

また、土石流センサー(土石流発生 of 早期検知をするための計器)等の設置を行い、異常が観測された場合には、地元住民や日光市に速やかに伝達するなどの緊急警戒避難体制の支援を進めて参ります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000181.html

3. 緊急車両の通行が可能になるよう、災害対策基本法に基づき、常総市道路上に放置してあった車両の移動を行い、道路の啓開作業を実施しました

常陸河川国道事務所

台風第 18 号等による災害によって、常総市内の道路上では、動かなくなったと思われる車両が放置されています。

これらの放置車両は、緊急車両をはじめ災害復旧に必要な車両の通行の妨げとなっています。災害対策基本法では、道路管理者が指定を行った道路上に、放置された車両は移動することができる旨が定められています。

9 月 12 日に常総市内全域の常総市が管理する市道について、災害対策基本法 76 条の 6 による指定が実施され、このことによって、市道上に放置された車両の移動が可能となっています。

関東地方整備局は、常総市からの要請を受け、9 月 12 日より浸水が収まった地区における放置車両の状況調査や移動を行っており、9 月 20 日は下記の通り、放置車両の移動を行いました。

記

実施内容

日時：平成 27 年 9 月 20 日(日) 10 時 30 分～14 時 05 分

場所：茨城県常総市内

移動台数：計 3 台

移動先：常総市水海道諏訪町(常総市役所南側駐車場)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi_00000240.html

4. 国道 357 号の一部 6 車線開通のお知らせと 5 月 29 日に開通した区間の整備効果について

千葉国道事務所

【国道 357 号の一部 6 車線開通のお知らせ(本文資料(PDF)P2,3)】

運輸支局入口交差点から登戸 3 丁目交差点間を 6 車線に拡幅します。

■6 車線開通日時:

平成 27 年 9 月 28 日(月)16 時東京行き(海側)

平成 27 年 9 月 29 日(火)16 時木更津行き(山側)

■区間:

国道 357 号(千葉市内)延長約 1.4 キロメートル

千葉市美浜区幸町～千葉市中央区登戸 3 丁目間

(運輸支局入口交差点～登戸 3 丁目交差点間)

■さらに、平成 27 年度中に次の工事が完了する予定です。(本文資料(PDF)P5)

・千葉西警察署入口交差点～稲毛浅間神社前交差点間を 6 車線に拡幅(※)

・登戸 3 丁目交差点～ポートアリーナ前交差点間の地下立体化

※花園橋(東京行き(海側))の施工については、集中豪雨が多発していることから、より安全に配慮し、慎重に実施していく予定です。

【5 月 29 日に 6 車線開通した区間の整備効果(本文資料(PDF)P4)】

平成 27 年 5 月 29 日(金)に稲毛浅間神社前交差点から運輸支局入口交差点間を 6 車線に拡幅しました。これにより稲毛浅間神社前交差点の最大渋滞長が約 7 割減少し、開通した区間の平均旅行速度は約 2 割～約 4 割上昇しました。

■千葉国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認できます。

ホームページ: <http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>

公式ツイッター情報: https://twitter.com/mlit_chibakoku/

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba_00000175.html

5. 決壊箇所(鬼怒川左岸 21k 付近)の応急復旧工事の終了を常総市長に報告しました

関東地方整備局河川部
下館河川事務所

利根川水系 鬼怒川 左岸 21k 付近で実施していた応急復旧工事の終了並びにこれまで行った復旧活動について、9 月 24 日常総市長に報告しました。

【別添】

・応急復旧工事の終了並びにこれまで行った復旧活動について

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000747.html

6. 台風 18 号等の災害復旧に伴う広域的な迂回のご協力ありがとうございました ～復旧作業の進捗により常総市内道路の交通規制が概ね解除～

関東地方整備局
茨城県

台風 18 号等の影響により、常総市内の道路については、交通規制や災害復旧車両等の流入に伴い、交通混雑が発生していたため、広域的な迂回のご協力をお願いしておりましたが、皆様のご協力により、復旧作業が進み、9 月 25 日、常総市内道路の交通規制が概ね解除になりました。

広域的な迂回について、皆様のご理解とご協力、ありがとうございました。

◆広域迂回をお願いしていた区間:別紙地図(記者発表資料)参照

※なお、最新の交通規制情報については、日本道路交通情報センターや茨城県HPにて確認することができます。

●日本道路交通情報センター(道路交通情報 Now!!)

<http://www.jartic.or.jp/>(パソコンの方)

●茨城県HP(台風 18 号等による通行規制情報)

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiji/doro/00topic/topic1505.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000750.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）について

首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）を、平成27年9月11日、別添のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

添付資料

[首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）](#)（PDF形式）

[（参考）首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000556.html

2. 「社会資本整備重点計画」の閣議決定について

1. 概要

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する新たな社会資本整備重点計画（第4次計画）が9月18日閣議決定されました。

新たな計画のポイントについては以下のとおりです（詳細は別添御参照）。

(1) 期間

平成27年度から平成32年度まで

(2) 対象

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

(3) 見直しのポイント

[1] 厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとしています。

そのため、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定し、計画期間に実施する重点

施策とその進捗を示す指標を明示しました。

[2] 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材の安定的な確保・育成、現場の生産性向上などに向けた具体的な方策を明記しました。


[3] 社会資本整備を計画的かつ着実に実施し、担い手を安定的に確保・育成するため、安定的・持続的な公共投資の見通しの必要性を明らかにしました。

国土交通省としては、計画の共管省庁である警察庁・農林水産省と協力して、計画的かつ重点的な社会資本整備に努めてまいります。

2. 閣議決定日

平成27年9月18日(金)

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[社会資本整備重点計画について](#) (PDF形式) 

[第4次社会資本整備重点計画の概要](#) (PDF形式) 

[閣議決定かがみ](#) (PDF形式) 

[別冊 社会資本整備重点計画\(本文\)](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000093.html

3. 平成28年度予算概算要求について

平成28年度予算概算要求の基本方針とポイントは以下のとおりです。

(全体方針)

- 平成28年度予算においては、「東日本大震災からの復興」を加速させるとともに、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで利便性の高い地域社会の実現」及び成長戦略を通じた「日本経済の再生」に取り組む。
- 特に、東日本大震災等により我が国の国土が脆弱であることが改めて明らかになったことを踏まえ、国民の安全・安心につながる国土強靱化を実現するため、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化にしっかりと取り組んでいく。また、個性豊かな活力ある地域の形成を目指し、地方創生の推進を図る。
- これらの取組により、国土形成計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、

北海道総合開発計画を着実に推進する。

- さらに、社会資本のストック効果を重視することにより、アベノミクスによる「民間投資を喚起する成長戦略」の実効性を高め、経済成長を支えていくことが重要である。
- このため、
 - ① 既存施設の最大限の活用、ソフト施策の徹底（賢く使う取組）
 - ② ストック効果を重視し、真に必要な事業に重点化
 - ③ 地域ニーズを踏まえつつ、集約・再編の3点に留意して取り組む。
- 公共事業予算については、安定的・持続的な公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な額を確保することが不可欠である。
- これらを踏まえ、平成28年度予算においても、通常の要求及び「新しい日本のための優先課題推進枠」に係る要望を最大限活用する。

（民間の資金・ノウハウの活用等）

- 限られた財政資源の中での効率的な事業執行に向け、地域のニーズを踏まえつつ、情報公開を徹底して、投資効果や必要性の高い事業への重点化を進めるとともに民間の資金やノウハウを積極的に活用する。
（公共事業の円滑な施工の確保及び施工時期等の平準化）
- 公共工事の円滑な施工の確保については、人材や資材の円滑な確保を図るとともに、改正品確法の趣旨を踏まえた適正価格による契約や適切な規模での発注の徹底、国庫債務負担行為の活用等による施工時期等の平準化等に努める。

《概算要求の規模》

1. 国費総額

(1) 一般会計 6兆6,791億円（1.15倍）

うち、「新しい日本のための優先課題推進枠」 1兆4,187億円

公共事業関係費 6兆0,093億円（1.16倍）

○一般公共事業費 5兆9,559億円（1.16倍）

○災害復旧等 534億円（1.00倍）

非公共事業 6,698億円（1.09倍）

○その他施設費 693億円（1.49倍）

○行政経費 6,005億円（1.06倍）

※ 上記のほか、委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費699億円がある。

(2) 東日本大震災復興特別会計 7,398億円（1.13倍）

2. 財政投融资 1兆9,424億円（0.90倍）

（参考）財投機関債総額 2兆8,985億円（0.83倍）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004219.html

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002651.html（政策・法令・予算のページ）

◆◆地域の動き◆◆

■水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ～隅田川を中心とした水辺のにぎわい創出～

東京都

1 はじめに

かつて「水の都」と呼ばれた江戸東京では、隅田川等の河川が人々の生活に密着したにぎわいの場であった。しかし戦後、急激な都市化による水質の悪化や、高潮に対する安全性を確保するためのコンクリート防潮堤の整備により、川とまちとの結びつきが分断され、人々の生活が水辺から遠ざかってしまった。

その後、下水道の整備や河川の浚渫等の取組が進み、昭和50年代に水質が改善されると、一時は中止に追い込まれた隅田川の花火大会や早慶レガッタといった伝統行事が再開されるようになった。また、川沿いの再開発・民間開発等とあわせたスーパー堤防の整備により、水辺に親しめるうるおいある環境と優れた景観が創出され、人々の関心が再び川に戻りつつある。

さらに、近年では東京スカイツリーの開業により新たな水辺のビュースポットが誕生したことに加え、河川敷地占用許可準則の改正等を契機に、水辺の利活用への機運が高まっている。

現在、東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、水辺のにぎわい創出のための施策を進めているところであり、これまでの取組事例と今後の展開について紹介する。



写真1 スーパー堤防整備前



写真2 スーパー堤防整備後

2 水辺のにぎわい創出に向けた取組

(1) 防災船着場の平常時利用

防災船着場は、災害時に帰宅困難者や復旧物資等を運搬することを目的に整備している。現在、都内に61箇所の船着場が完成しており、その中でも利便性の高い船着場については、民間船舶に開放し平常時利用を図っている。



写真3 防災船着場の平常時利用



写真4 河川敷地のオープンカフェ

(2) 河川敷地におけるオープンカフェ

平成 23 年の河川敷地占用許可準則改正により、民間事業者がイベント施設や船着場、川床などを河川敷地に設置することが可能となった。東京都では、平成 25 年 10 月、台東区二天門防災船着場付近において、河川敷地における都内初のオープンカフェが開店した。隅田川沿いで東京スカイツリーが望める絶好のロケーションで飲食を楽しむことができ、年間 9 万人以上に利用者されている。

(3) 「かわてらす」の社会実験

隅田川と日本橋川の一部区間において、「かわてらす」の社会実験を行っている。「かわてらす」とは、川床の東京都版の名称であり、河川敷地の一時占用期間を 1 年から 2 年へと延長し、要綱の条件を満たす事業者が川床を設置することを可能としたものである。平成 26 年 3 月、日本橋川において第一号店が誕生した。事業者や地元の理解を深めながら、今後、河川敷地占用許可準則を適用した「かわてらす」への移行を進めていく。



写真 5 日本橋川かわてらす

(4) ヘブンアーティスト活動場所の指定

平成 25 年 10 月から隅田川テラスの一部をヘブンアーティストの活動場所として開放している。ヘブンアーティストとは、都が指定した公共空間等で大道芸を行うため、ライセンスを交付されたアーティストである。

隅田川の開放的な空間を舞台にしたパフォーマンスにより、訪れた人々に東京の芸術・文化を発信するとともに、水辺のさらなるにぎわいを創出していく。



写真 6 ヘブンアーティストによるパフォーマンス

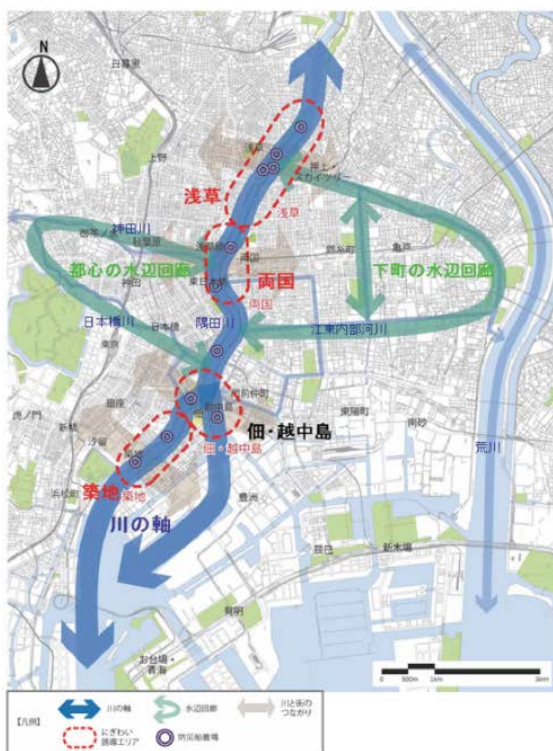
3 隅田川等における新たな水辺整備

東京都では平成 26 年 12 月、「世界一の都市・東京」の実現を目指す都の基本目標等を掲げた「東京都長期ビジョン」を策定した。この長期ビジョンでは、「東京を訪れる人を魅了する新たなにぎわいの創出」の施策の一つとして、「隅田川を軸とした快適で人々が楽しめる水辺空間の創出」を掲げている。

具体的には、隅田川を軸として、橋梁から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備などを進め、東京湾・ベイエリアと都心を結ぶ水辺の導線強化を実施していく。さらに、水辺での人々の活動を誘導し、川と街の結びつきを強化する「にぎわい誘導エリア」において、重点的な施策展開を実施していく。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催とその先を見据え、水辺空間の魅力向上を広域的に推進していく。

＜隅田川を軸とした、快適で人々が楽しめる水辺空間の創出＞



「浅草エリア」
 《浅草と東京スカイツリー®が一体となったにぎわいづくり》

[リーディングプロジェクト]
北十間川プロムナード
 河川・道路・公園等の一体的な整備により、二大観光拠点の周遊性を向上



「両国エリア」
 《歴史・文化が息づく東京の顔づくり》

[リーディングプロジェクト]
両国リバーセンター
 既存の船着場の機能を高度化し、隅田川と周辺観光施設・交通機関等との動線を強化



「水辺の動線」の強化
 《水辺と街の連続性や回遊性を向上させる隅田川テラスの整備》

橋梁からのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明整備など



「築地エリア」
 《海・川・街を接続する隅田川の玄関口の整備》

[リーディングプロジェクト]
築地リバーフロントターミナル
 海・川・街をつなぐ舟運ターミナル機能の創出



(参考) 東京都長期ビジョン

http://www.seisakukikaku.metro.tokyo.jp/tokyo_vision/index.html